

社会福祉法人大野町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員 定款第18条の規定による理事及び監事をいう
- (2) 評議員 定款第6条の規定による評議員をいう

(報酬)

第3条 定款第19条第2項に規定する会長、理事及び監事並びに評議員に職務執行の対価として報酬を支給するものとし、その額は別表のとおりとする。なお、他の役員等、本会の役員を兼務する本会職員及び地方公共団体の職員には、報酬を支給しないものとする。

2 会長が、月の中途において新たに就任した場合は、就任の日から日割り計算によって支給し、任期満了、辞任又は死亡等により職を離れた場合には、その日までの報酬を日割り計算により支給する。

3 報酬は、その全額を毎月25日に本人が指定する銀行口座への振込によって支払う。ただし、支払日が休日の場合は、その前日とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会の職務のため出張をしたときは、その出張について費用弁償として旅費を支給することができる。ただし、本会の役員を兼務する本会職員及び地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額については、本会の職員等の旅費に関する規程の例による。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名	報 酬 の 額
会 長	月額 30,000円
理 事	1回 3,000円
監 事	1回 3,000円
評 議 員	1回 3,000円